

石川県違反屋外広告物是正事務処理要領

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要領は、いしかわ景観総合条例（平成20年石川県条例第29号。以下「条例」という。）に違反して表示し、又は設置された広告物又は掲出物件（以下「違反広告物等」という。）を是正するための措置（以下「是正措置」という。）を行う場合における必要な事項を定めるものとする。

(是正措置の対象物)

第2条 この要領に基づく是正措置の対象となる違反広告物等は、次のとおりとする。

- 一 条例第49条及び第53条第4項の規定に違反して設置された広告板、広告塔及びそれらに掲出された広告物とする。
- 二 条例第58条第1項の規定に違反して設置された広告板、広告塔及びそれらに掲出された広告物とする。

(是正措置の対象者)

第3条 この要領に基づく是正措置の対象となる者は、次のとおりとする。

- 一 他人の依頼を受けて違反広告物等を表示し、又は設置した者（以下「設置業者」という。）
- 二 違反広告物等を設置業者に委託することにより表示し、又は設置した者（以下「広告主」という。）
- 三 違反広告物等を設置業者に委託せずに自ら表示し、又は設置した者（以下「本人」という。）

第2章 違反広告物等の是正措置

(調査)

第4条 パトロール等による調査により、違反広告物等を発見したときは、職員は違反屋外広告物調査票（様式第1号）を作成するものとする。なお、調査のため、立入検査を行う場合は、条例第65条第2項の規定により、その身分を示す証明書を携帯するものとする。

(指導及び勧告)

第5条 設置業者、広告主及び本人に対しては、次のとおり是正を指導するものとする。

- 一 許可基準に適合している場合については許可申請を行うよう指導するものとし、許可基準に適合していない場合については文書（様式第2号）を送達し、是正計画書（様式第3号）の提出を求めるものとする。
- 二 前号の指導に従わない者に対しては、是正勧告書（様式第4号）を送達し、違反広告物等の是正の実施を求めるものとする。この場合において、許可基準に適合していない場合については、是正計画書の提出を求めるものとする。
- 三 前号の是正勧告に応じない者に対しては、必要に応じ、是正再勧告書（様式第5号）を送達し、違反広告物等の是正の実施を求めるものとする。この場合において、許可基準に適合していない場合については、是正計画書の提出を求めるものとする。

- 四 設置業者、広告主及び本人が必要な是正措置を完了した場合は、その旨を報告させた後、職員は、速やかに現地調査を行い、是正状況を確認するものとする。
 - 五 是正計画書の提出期限は、第一号の場合にあっては文書を送達した日から2箇月以内とし、第二号の場合にあっては是正勧告書を送達した日から2箇月以内とし、第三号の場合にあっては是正再勧告書を送達した日から2箇月以内とする。
 - 六 違反広告物等の是正期限は、第一号の文書を送達した日から3年以内とする。
- 2 前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなく、当該勧告に従わないときで、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な場合は、その旨及び当該勧告の内容を公表することができる。
 - 3 前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告を受けた者にその理由を通知し、かつ、意見を述べ、及び有利な証拠を提出する機会を与えるとともに、石川県景観審議会屋外広告物部会の意見を聴かなければならない。

(措置命令)

第6条 前条の是正期限後も違反広告物等が是正されない場合は、設置業者、広告主及び本人に対して、条例第67条第1項の規定により、次のとおり除却その他必要な措置を命ずることができるものとする。

- 一 広告主が違反広告物等を設置業者に委託して表示し、又は設置した場合で、設置業者と広告主の両者が判明している場合は、両者に対して同時に除却その他必要な措置を命ずる。
なお、両者のうち、一方が是正計画書を提出したにもかかわらず、期限までには是正を行わなかった場合は、第四号の弁明の機会の付与前に他方にその旨を通知し、是正を勧告する。
- 二 広告主が違反広告物等を設置業者に委託して表示し、又は設置した場合で、設置業者と広告主の両者のいずれか一方のみが判明している場合は、判明している者に除却その他必要な措置を命ずる。
- 三 本人が違反広告物等を自ら表示し、又は設置した場合は、本人に対して除却その他必要な措置を命ずる。
- 四 除却その他必要な措置を命ずる前に、石川県行政手続条例（平成7年石川県条例第33号）第27条第1項の規定により弁明の機会を付与するものとし、弁明の機会の付与は、弁明の機会の付与通知書（様式第6号）を送付して行うものとする。この場合において、弁明書（様式第7号）の提出期限は、通知日から2週間後とする。
- 五 除却その他必要な措置の命令の決定は、弁明書の内容を十分に考慮して行い、措置命令書（様式第8号）の通知により行う。
- 六 前号の措置命令書による履行期限は、原則として措置命令書の通知日から1箇月後とする。

(登録の取消し等)

第7条 前条第6号のよる措置命令の履行期限経過後なお違反広告物等が是正されない場合は、設置業者に対し、条例第91条の規定による登録の取消し等を行うことができるものとする。

(指導の省略等)

第8条 設置業者、広告主及び本人のうち、第5条の規定による指導の実施後、別の違反広告物

等を表示し、又は設置する等の違反行為を繰り返す者に対しては、同条の規定による指導を行わずに第6条の除却その他必要な措置を命ずることができるものとする。

(刑事告発又は行政代執行)

第9条 第5条から前条までの規定による是正措置後も違反広告物等が是正されない場合は、設置業者、広告主及び本人に対する刑事告発及び行政代執行の実施を検討するものとする。

(略式代執行)

第10条 設置業者、広告主及び本人のいずれをも確認できない場合は、条例第67条第2項に規定する必要な措置（以下「略式代執行」）を次のとおり行うことができるものとする。

- 一 違反広告物等に勧告書（様式第9号）を貼付し、表示者、設置者又は管理者（以下「表示者等」という。）の申出がなければ略式代執行を行う旨を告知するものとする。
- 二 前号の勧告書を貼付しても表示者等の申出がない場合は、警告書（様式第10号）を貼付し、略式代執行を行う旨を再度告知するものとする。
- 三 前号の警告書を貼付しても表示者等の申出が無いときは、略式代執行を行うものとする。
この場合において、広告物を掲出する物件を除却するときは、5日以上の相当期限を定め期限内に広告物を掲出する当該物件の表示者等から申出がなければ略式代執行を行う旨を公告しなければならない。

附 則

この要領は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。